

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応にかかる住民基本台帳等事務システムにおける基本データリスト対応表作成及びシステムデータ調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本業務委託は大阪市住民記録システム及び印鑑登録システムの標準化対応にあたり、住民基本台帳等事務システムのデータ項目と標準仕様書に基づく基本データリストの項目の差異に係る対応関係の紐づけや桁数、データ形式、コード値等の変換ルールの検討を行うとともに、システムのデータの内容について整合性チェックによりデータ変換や移行の際にエラーとなるデータの調査を行い、可能な限り機械的なデータクレンジング(補正)を実施できるように要件の整理を行うものである。

株式会社 NTT データ関西は、現行システムの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

物価高騰均等割世帯支援給付金・物価高騰子ども加算支援給付金にかかる住民基本台帳等事務システム等における対象者データ作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

3 随意契約理由

本事業は、令和5年12月22日付けで「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）に1兆1,131億円の増額が措置されたことを受けて、本市においても、当該交付金の標準事業である①物価高騰均等割世帯支援給付金（1世帯当たり10万円）及び、②物価高騰子ども加算支援給付金（所得割非課税世帯に属する18歳以下の児童1人当たり5万円）を支給することとし、迅速な支給事務を進めることとしたものである。

本件委託業務は、住民基本台帳事務システムより出力されたデータをもとに税務事務システム保守事業者（別途契約）によって非課税世帯・均等割のみ課税世帯を判定、抽出されたものを加工して、住民基本台帳事務システム等で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、物価高騰均等割世帯支援給付金及び物価高騰子ども加算支援給付金対象者の対象者データ作成作業を実施するものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社 NTT データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、本件業務は法令等の規定により履行できる者が特定される業務であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

物価高騰均等割世帯支援給付金・物価高騰子ども加算支援給付金支給事業業務委託

2 契約の相手方

TOPPAN株式会社 西日本事業本部

3 随意契約理由

本事業は、国において令和5年12月22日付けで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が措置されたことを受けて、本市においても、当該交付金の標準事業である①物価高騰均等割世帯支援給付金（1世帯当たり10万円）及び、②物価高騰子ども加算支援給付金（所得割非課税世帯に属する18歳以下の児童1人当たり5万円）を迅速に支給することとしたものであり、国からも令和6年2～3月頃を目途に支給開始するよう示されているところである。

その目標を達成するためには、令和6年2月から給付開始となる物価高騰非課税世帯支援給付金（以下「7万円給付金」という。）で振込を行った口座情報の子ども加算給付金（非課税世帯分）への活用、7万円給付金事業の申請書類処理ノウハウを活用するなど、速やかな給付を行うことができる事業スキームが必要となる。

また、本事業は7万円給付金事業と並行して実施するもので、併給不可である今回給付金（均等割世帯向け）と7万円給付金（非課税世帯向け）との二重給付の防止や、市民からの問合せ対応、スムーズな事務局運営を実現するためには、本事業と7万円給付金事業の情報を一元管理し、管理システム及び進捗情報を随時活用する必要がある。

そうした運用が可能となるのは、7万円給付金事業を受託している事業者のみであることから、当該事業者と契約を締結するものである。

以上の理由から、本件契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）